

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第49号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(局及び課) 第10条 (略) 2～5 (略) 6 農芸振興課に、浜名湖花博20周年記念事業 推進室を附置し、その位置は、浜松市中央区 <u>村楯町</u> とする。	(局及び課) 第10条 (略) 2～5 (略) 6 農芸振興課に、浜名湖花博20周年記念事業 推進室を附置し、その位置は、浜松市中央区 <u>中央1丁目</u> とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。